

住宅に住宅用防災警報器等が必要となります。

平成16年6月の消防法改正により、一般住宅（一戸建住宅、マンション、アパート、店舗等併用住宅の住宅部分）に住宅用防災警報器等の設置が義務付けられました。
この設置、維持についての基準は海部消防組合火災予防条例によって定められています。



義務化の背景

- 住宅火災における死者は、建物火災による死者のうち95%を占めます。
- 住宅火災の死者の過半数が65歳以上の高齢者です。
- 住宅火災の死者の7割が逃げ遅れによるものです。

設置しなければならない期日

- 新築の住宅 平成18年6月1日から設置
- 既存の住宅 平成23年5月31日までに設置が必要

住宅用防災警報器とは？

- 煙を感知して警報音を鳴らすことによって火災を知らせる機器です。



設置しなければならない箇所

- 寝室（就寝の用途に供する居室）
- 寝室へ向かう階段の上端

悪質な訪問販売等に十分注意してください

消火器と同様に、悪質な訪問販売や点検をするものが出没する恐れがありますので、十分注意してください。

海部消防組合や役場では、住宅用防災機器等について訪問販売は一切行いません。

- 電池式の場合は、比較的安価で購入することができ、自分で設置することができます。
- A C電源式は、お近くの電気工事店などにご相談ください。

【お問い合わせ先】 海部消防組合日和佐出張所 ☎77-0999

新型インフルエンザ基礎講座のお知らせ

通常のインフルエンザは、毎年秋以降に流行していますが、今年4月、豚に由来する新型インフルエンザが発生し、夏でも集団感染が起こっています。このような状況から、秋以降には通常のインフルエンザと新型のインフルエンザが重なって流行するものと考えられています。

【日時】 平成21年9月28日(月) 午後3時から午後4時まで

【場所】 徳島県南部総合県民局(美波庁舎) 301会議室

【内容】 講義「知っておきたい、新型インフルエンザの基礎知識」

【申込】 9月25日(金)までに電話またはファクシミリでお申し込みください。

【お問い合わせ・お申し込み先】

徳島県南部総合県民局保健福祉環境部(美波)健康増進担当

Tel 0884-74-7343 Fax 0884-74-7365